

# 定 款

(一般公開用)

一般社団法人異所性脂肪研究会

令和8年6月9日 作 成

# 一般社団法人異所性脂肪研究会 定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人異所性脂肪研究会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、異所性脂肪を人々のWell-beingに深く関わる社会的健康課題と捉え、医学、栄養学、運動科学、生活科学など多分野の研究者が集い、実態解明、評価法の検討、予防・改善策の探究を進めるとともに、科学的知見を広く社会に発信することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 異所性脂肪に関する情報提供
- 2 学術集会、セミナー、講演会等の開催・運営
- 3 異所性脂肪研究支援（研究助成金による支援など）
- 4 その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 社 員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 法人設立後社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(退社)

第6条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第7条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反す

る行為をし、又は社員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

（社員の資格喪失）

第8条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 総社員の同意があったとき。

### 第3章 社員総会

（開催）

第9条 定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

（招集）

第10条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

（決議の方法）

第11条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

（社員総会の決議の省略）

第12条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事または社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面または電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（議決権）

第13条 社員は、各1個の議決権を有する。

（議長）

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故がある

ときは、当該社員総会において、議長を選出する。

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

## 第4章 理 事

(理事)

第16条 当法人には、理事2名以上を置く。

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第17条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存任期と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第20条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第21条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第22条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

## 第6章 附 則

(最初の事業年度)

第23条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和9年3月末日までとする。

(設立時の役員)

第24条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

|       |        |
|-------|--------|
| 設立時理事 | 佐藤 隆一郎 |
|       | 小川 佳宏  |
|       | 菅波 孝祥  |
|       | 田中 都   |
|       | 畑 匡侑   |
|       | 島田 昌之  |
|       | 深田 宗一郎 |

|         |        |
|---------|--------|
| 設立時代表理事 | 佐藤 隆一郎 |
|---------|--------|

(設立時社員の氏名及び住所)

第25条 設立時社員の氏名及び住所は、次の通りである。

※個人情報保護のため掲載省略

(法令の準拠)

第26条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。